

景観計画の策定体制について



<目次>

1. 策定体制・・・・・・・・・・・・・・ 2
2. 策定スケジュール・・・・・・・・・・・・ 5

1. 策定体制

景観計画の策定体制

景観計画は、以下の組織体制のもとに検討を行い、計画の策定を進めていきます。

景色づくり委員会

一般公募市民
各種団体代表
学識経験者

- ・景観計画(案)の作成に関し、必要な事項を調査及び協議する

景色づくり研究会

一般市民

- ・景観計画(素案)に関する提案を行うことができる。
- ・景色づくりに関する活動を行う。

景色づくり作業部会

庁内関連部局

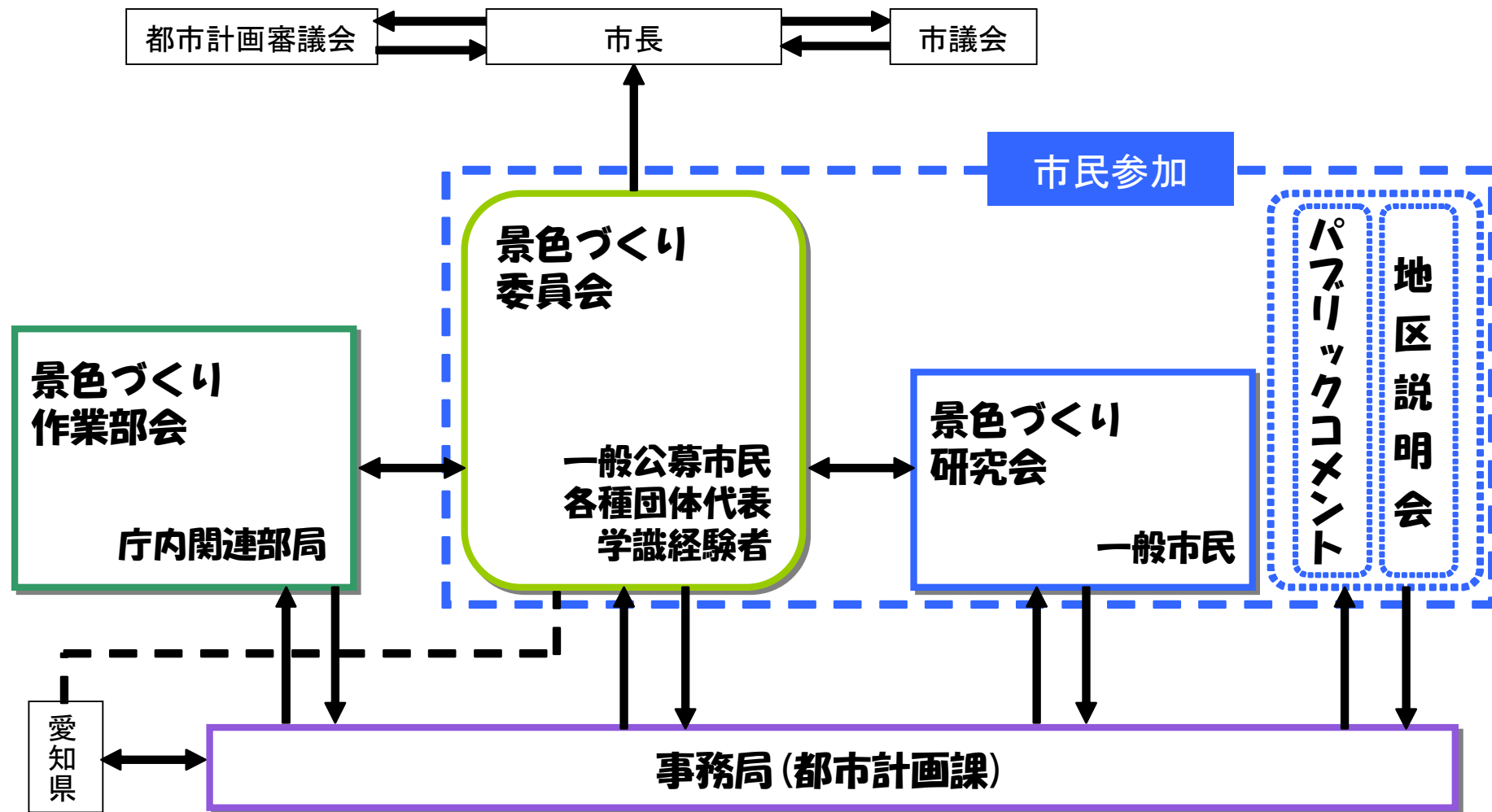
- ・専門的事項を調査及び検討する。

事務局

都市計画課

- ・調査し、景観計画(素案)を作成する。
- ・上記の組織で挙げられた意見の収集・取りまとめ・提示など、組織間の調整を行う。

各組織の相関関係



2. 策定スケジュール

景観計画の策定スケジュール（案）

	景観計画の検討	景観条例の検討	委員会	その他
平成22年度	1 景観計画の策定方針 ①策定体制の確立 ②計画の狙いと役割、構成 ③現状と課題の整理 2 景観計画【素案】 ①景観計画区域 ②良好な景観の形成に関する方針 ③行為の制限に関する事項 ④景観重要建造物及び樹木の指定の方針 ⑤屋外広告物に関する事項 ⑥景観重要公共施設に関する事項 ⑦景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項		第1回 第2回	
平成23年度	3 景観計画【素案】の取りまとめ	1 景観条例【素案】	第3回 第4回 第5回 第6回	地区説明会
平成24年度	4 景観計画【案】の取りまとめ 景観計画の策定	2 景観条例【案】の作成 景観条例の制定	第7回 第8回	議会報告 パブリックコメント 都市計画審議会

委員会の主な内容（案）

年度	回数	項目	内容
平成22年度	第1回	○策定体制について	・策定体制について ・策定スケジュールについて
		○景観計画策定について	・景観法について ・景観計画について
		○景観行政について	・これまでの取り組み ・碧南市の景色資源 ・現状と課題の整理
	第2回	○景観計画【素案】	・景観計画区域の設定 ・基本理念～基本目標 ・地域区分の設定～地域区分別の景観形成の基本方針
平成23年度	第3回	○景観計画【素案】	・行為の制限の設定に関する基本的な考え方
	第4回	○景観計画【素案】	・地域区分別の行為の制限の設定 ・景観重要建造物又は樹木の指定の方針 ・屋外広告物～景観農振地域
	第5回	○景観計画【素案】	・地区説明会実施前の景観計画（素案）の作成
		○景観条例【素案】	・景観条例（素案）の検討
	第6回	○景観計画【素案】	・地区説明会で寄せられた意見及び意見への対応方針の報告 ・地区説明会実施後の景観計画（素案）の作成
		○景観条例【案】	・景観条例（案）の検討
平成24年度	第7回	○景観計画【素案】	・パブリックコメント実施前の景観計画（素案）及び景観条例（案）
		○景観条例【案】	
	第8回	○景観計画【案】	・パブリックコメントで寄せられた意見及び意見への対応方針の報告 ・景観計画（案）及び景観条例（案）の決定
		○景観条例（案）	